

漁業法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表について  
(みんくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域))

漁業法第 31 条の規定に基づき、大臣管理区分「みんくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域)」の漁獲量等を公表します。

令和 4 年 7 月 15 日  
農 林 水 産 大 臣

1. 漁獲量等の公表を行う管理区分

大臣管理区分 「みんくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域)」

2. 漁獲可能量に対する漁獲量の割合

100 パーセント (A/B)

( ※漁 獲 量 : 32 頭 (A)  
漁獲可能量 : 32 頭 (B)  
(令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間) )